

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区計画の作成主体

高松市

2 構造改革特別区域の名称

おいでまい高松 I T 特区

3 構造改革特別区域の範囲

高松市の全域

4 構造改革特別区域の特性

高松市は、四国の北東部、香川県のほぼ中央に位置する県庁所在地で、平成17年9月の塩江町、平成18年1月の香川町、国分寺町、香南町、庵治町及び牟礼町の近隣6町との合併により、人口42万人余、東西23.6km、南北35.9km、面積375.09㎢となり、北は国立公園の瀬戸内海から南は讃岐山脈で徳島県に接し、面積で香川県の約2割、人口では約4割を占めている。

また、2次都市圏域内人口は63万人余、3次圏域内人口は84万人余と文字通り、香川県内随一の都市として、国の出先機関等32官署、大企業の支店等が所在し経済、行政等の中心となっている。

本市は、四国の行政・経済の中核都市として、さらに特別名勝栗林公園、那須与一の扇の的のエピソードでも有名な源平の古戦場・屋島など多くの観光資源や、延長2.7kmにも及ぶ日本一のアーケード街を有する商業観光都市でもあることから、ビジネス・観光・買物を目的に多数の人々が本市へ訪れている。このような側面を斟酌し、来訪者の利便性を高めるうえで、観光地、宿泊施設、商店街などの情報提供に寄与するため、高度な情報システムを導入し、魅力ある商店街づくりと瀬戸内海観光拠点都市の実現を図り、全国とを結ぶ情報拠点都市高松の実現を目指す「テレトピア高松構想推進事業」やハイビジョンの普及・啓発を図る「ハイビジョン・シティ構想推進事業」等を通し、高度情報化を推進してきた。さらには、全国的な傾向として、本市においても I T 関連企業が増加してきており、四国経済産業局、県や関連企業の参加の下、 I C 技術を活用した I T インフラを最大限に活用し、地域に新しいビジネスモデルの構築を目的とする、「デジタルコミュニティ構想」も計画されており、高齢社会を迎えた現在、 I T の進展は、だれでも・どこでも・いつでも多様な情報サービスを受けられることから、地域をあげた情報化システムの構築に向けた取組みがスタートしつつある。

また、雇用機会の拡大に努めるため、本市では、高松市先端技術工場等立地促進条例に基づき、本市に先端技術工場や高度情報処理事業所、試験研究施設が新增設された場

合には、投下固定資産額に応じた助成を行っており、関連する事業所も新增設されるなど、その成果が表れてきている。

また、IT関連職業の常用求人数は常用就職者数を大きく上回っており、このような状況から、IT人材育成講座を開設する教育機関を対象とする特例措置を設けることによって情報技術関連の人材を育成することは、本市の経済活性化に向け、非常に大きな役割を果たすものである。

5 構造改革特別区域計画の意義

現在の産業構造は第三次産業にウエイトが高くなってきており、中でも特に、情報技術関連産業にシフトしてきている傾向が伺え、それに伴い、情報通信技術に関する知識・技能を有する人材は、情報技術関連産業ばかりか、第三次産業や第二次・第一次産業においても不可欠な存在となっている。

また、前項の特性でも述べたように、本市は、「テレトピア高松構想推進事業」や「ハイビジョン・シティ構想推進事業」等を通し、高度情報化を推進しており、加えて、産業の高度化と活性化、それに伴う雇用機会の拡大に努めるため、高松市先端技術工場等立地促進条例に基づき、本市に先端技術工場や高度情報処理事業所、試験研究施設の誘致を推進するとともに、市内林町にある香川インテリジェントパークには「科学技術研究センター」、「新規産業創出支援センター」、「高温高圧流体技術研究所」、「香川産業頭脳化センター」や「香川大学工学部」等の公的拠点施設が整備され、その周辺の先端技術の研究開発を行う民間研究所などとの産学官の集積効果を最大限に活かし、新たな産業構造も形成されつつある。

本市には、技術・工学部系の人材教育・育成機関として、香川大学工学部、高松工業高等専門学校、高松工芸高等学校が、さらには、技術系の専門学校も設置されており、多数の卒業生を輩出しているが、IT関連職業の求人数は多く、量的にはいまだに不足している状況にある。

以上のような状況から、本市では、プログラマーやシステムエンジニア技術者資格である「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報技術者試験」に係る特例措置を申請することにより、人材育成を積極的に行うとともに、地域経済・技術の活性化を図るうえで大きな意義がある。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回の構造改革特別区域の申請は、本市の地域産業の情報化・活性化を目標とし、そのためのリーダー的人材の育成を目指すものである。

(1) 人材の育成

今回申請の特例措置により、初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の午前試験が免除になれば、受験者の負担が軽減され、それに伴い合格者が

増加することが見込まれる。

(2) 地域産業の活性化

情報処理技術者資格を取得した人材が地域に多数存在することにより、企業の希望する資格取得者の人材確保が容易になることから、地場企業の競争力の向上と、これらの企業の中から新たな情報通信技術を活用した事業の創造が想定される。

(3) 交流人口の増大と地域の活性化

構造改革特別区域の申請に伴い、特例措置の適用となった場合、本市内の講座を受講することから、市外・県外からも学生・社会人の流入が想定され、交流人口の増大と、地域産業のみならず地域全体の活性化にも繋がるものと考えられる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域産業の活性化

地場産業において、資格取得者が増加することにより、企業の情報活用能力が向上し、より効果的な経営や、新分野への進出など、地場産業の競争力の向上が見込まれる。

(2) 新たな関連企業の集積・誘致

地域において、地場産業の情報化が推進され、地域内の企業の競争力が向上した場合、その事業に関連した新たな人材の需要が生じたり、新規企業が創業される。また、市外・県外から関連企業が進出・誘致されることも想定されるなど、企業活動や立地環境の向上が期待できる。

(3) 雇用の拡大と新たな地域的有利性の派生

現在、産業活動において、情報通信技術に関する知識・技能を有する人材は、情報関連産業ばかりか、第二次・第一次産業においても不可欠な存在となっている。また、企業の求人においても情報通信技術関連資格が求められる場合が多く、これらの資格を取得することは、資質の向上と就職活動上有利な結果を生じることになる。

加えて、情報通信技術関連資格者を多数輩出することは、地域において新たな産業的な活性化を生じるばかりでなく、若い人材が集積することにより、産業のみならず文化的にも活性化が図られ、ひいては、本市が、産業の高度化・情報化、また、地域活性化の拠点へと波及する地域的有利性を生み出すことが期待できる。

8 特定事業の名称

1 1 3 1 (1 1 4 3、 1 1 4 5) 初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1 1 3 2 (1 1 4 4、 1 1 4 6) 基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施したまたはその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本市においては、特定事業に関連する事業として、高度情報処理産業と人材の育成を図る取組みを行い、情報通信社会に対応できる拠点機能の強化を目指し、新たな産業づくりを促進している。

○ 高度情報処理産業の立地促進と育成

先端技術工場、高度情報処理事業所の立地に対する助成を行うとともに「香川インテリジェントパーク」内にある（財）かがわ産業支援財団では、創業、新規事業開拓、中小企業者の経営革新などを積極的に支援するため、気軽に相談できる相談窓口を設け、中小企業支援の経験豊富な専門家による経営・技術に関する相談や情報提供を行っている。さらに、創業を目指す個人や創業後間もないベンチャー企業による新規性や独創性のある先駆的な事業や、コミュニティ・ビジネスなど地域に密着した事業を開始する場合においては、創業時に必要となる経費の一部助成やシステム開発研修支援など様々な事業を展開している。

○ 高度情報通信社会に対応した人材の育成

情報化の進展やIT技術の高度化により、社会環境が大きく変化している現在、情報通信を担う人材の育成を図るため、（財）かがわ産業支援財団や高松商工会議所とも連携し、人材養成セミナーや講演会、システム開発研修など高度情報通信社会に対応した人材の育成を図る。

別紙 1

1 特定事業の名称

1 1 3 1 (1 1 4 3、 1 1 4 5) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

ハロー！パソコン教室太田校

所在地：香川県高松市太田上町 8 9 8 - 1

(2) 修了認定に係る試験の提供者

日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C)

所在地：東京都千代田区鍛冶町 1 - 5 - 7 江原ビル 5F

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験講座」(C I W 併用コース)

別添資料 1 のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験である「C I W ファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I W アソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に 7 割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものと

する。また、(3)イの規定により、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本CIW普及育成協議会（JACC）が作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本CIW普及育成協議会（JACC）が行うものとする。ただし、日本CIW普及育成協議会（JACC）が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：CIWアソシエイト

試験科目：CIWファンデーション

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示す通り

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用

		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネントⅠ
		2	サービス・コンポーネントⅡ
		3	サービス・コンポーネントⅢ
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディングⅠ
		2	HTML コーディングⅡ
		3	HTML コーディングⅢ
		4	HTML コーディングⅣ
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用

		2	拡張言語テクノロジーⅠ
		3	拡張言語テクノロジーⅡ

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：2001年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

別紙 2 - 1

1 特定事業の名称

1 1 3 2 (1 1 4 4、 1 1 4 6) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

ハロー！パソコン教室太田校

所在地：香川県高松市太田上町 8 9 8 - 1

(2) 修了認定に係る試験の提供者

日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C)

所在地：東京都千代田区鍛冶町 1 - 5 - 7 江原ビル 5F

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「基本情報技術者試験講座」(C I W 併用コース)

別添資料 2 - 1 のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「C I W ファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I W アソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に 7 割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。また、(3) イの規定により、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

- ア 修了認定に係る試験は、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が作成し、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。
- イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。
- ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。
- エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が行うものとする。ただし、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。
- オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：C I Wアソシエイト

試験科目：C I Wファンデーション

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示す通り

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント

		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネントⅠ
		2	サービス・コンポーネントⅡ
		3	サービス・コンポーネントⅢ
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディングⅠ
		2	HTML コーディングⅡ
		3	HTML コーディングⅢ
		4	HTML コーディングⅣ
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジーⅠ
		3	拡張言語テクノロジーⅡ

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：2001年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。

別紙2-2

1 特定事業の名称

1132 (1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

- ① 学校法人 穴吹学園 専門学校穴吹コンピュータカレッジ

所在地：香川県高松市番町2-4-14

- ② 学校法人 朋友学園 四国総合ビジネス専門学校

所在地：香川県高松市松並町1026番地1

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ

所在地：東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IIPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

- ① 学校法人 穴吹学園 専門学校穴吹コンピュータカレッジ

情報処理試験併用講座 別添資料2-2①のとおり

- ② 学校法人 朋友学園 四国総合ビジネス専門学校

基本情報技術者講座(情報処理科/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース) 別添資料2-2②のとおり

(2) 修了認定の基準

- ① 学校法人 穴吹学園 専門学校穴吹コンピュータカレッジ

情報処理試験併用講座については、民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって当該講座の出席率(80%以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

また、専門学校穴吹コンピュータカレッジにおいて、平成16年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格

した者に対し、または、その中で、平成18年4月から実施されている情報処理試験併用講座を履修している者に対し、情報処理試験併用講座の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については履修したものとみなし、未履修科目のみを情報処理試験併用講座において履修することにより修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、株式会社サーティファイの定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。また、(3)①の規定により、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

② 学校法人 朋友学園 四国総合ビジネス専門学校

基本情報技術者講座（情報処理科/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース）については、民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験（2級）」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって当該講座の出席率（80%以上）をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

また、四国総合ビジネス専門学校において、平成16年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験（2級）」を受験し、合格した者に対し、または、その中で、平成18年4月から実施されている基本情報技術者講座（情報処理科/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース）を履修している者に対し、基本情報技術者講座（情報処理科/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース）の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については履修したものとみなし、未履修科目のみを基本情報技術者講座（情報処理科/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース）において履修することにより修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、株式会社サーティファイの定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。また、(3)②の規定により、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

① 学校法人 穴吹学園 専門学校穴吹コンピュータカレッジ

修了認定に係る試験のうち、情報処理試験併用講座については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題または、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。情報処理試験併用講座について、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

② 学校法人 朋友学園 四国総合ビジネス専門学校

修了認定に係る試験のうち、基本情報技術者講座（情報処理科/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース）については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題または、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。基本情報技術者講座（情報処理科/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース）について、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験（2級）

試験科目：情報処理技術者能力認定試験（2級第1部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

出題内容	
テクノロジー系	1 基礎理論
	1 基礎理論
	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算など
	確率と統計、数値解析、数式処理、グラフ理論など
	符号理論、述語論理、オートマトン、計算量など
	伝送理論（伝送路、変調方式、誤り検出・訂正など）
	2 アルゴリズムとプログラミング
データ構造（スタックとキュー、2分木、リストなど）	
流れ図の理解、アルゴリズム（整列、探索、併合など）	

		プログラム構造、データ型など
		プログラム言語 (種類と特徴など)
	2	コンピュータシステム
	3	コンピュータ構成要素
		コンピュータの構成、動作原理、プロセッサなど
		主記憶、キャッシュメモリ、半導体メモリなど
		補助記憶装置や媒体 (種類と特徴、性能計算など)
		入出力インタフェース (種類と特徴など)
		入出力装置 (種類と特徴、性能計算など)
	4	システム構成要素
		システムの利用形態、システム構成など
		クライアントサーバシステム、RAID など
		システムの性能、信頼性、経済性など
	5	ソフトウェア
		オペレーティングシステム (タスク管理、記憶管理など)
		ミドルウェア (API、ライブラリ、シェルなど)
		ファイルシステム (ディレクトリ、ファイル編成など)
		言語処理ツール (コンパイラ、リンカ、ローダなど)
		CASE、エミュレータ、シミュレータなど
	6	ハードウェア
		基本論理回路、組合せ回路など
	3	技術要素
	7	ヒューマンインタフェース
		GUI、帳票設計、画面設計、コート設計など
	8	マルチメディア
		オーサリングツール、JPEG、MPEG など
	9	データベース
		データベースのモデル、DBMS など
		データ分析、データベースの設計、データの正規化など
		データ操作、SQL など
		排他制御、障害回復、トランザクション管理など
		データウェアハウス、データマイニングなど
	10	ネットワーク
		インターネット (各種プロトコル、IP アドレスなど)
		LAN と WAN (トポロジ、回線、DSU、モデムなど)
		LAN のアクセス制御方式、LAN 間接続装置など
		OSI 基本参照モデル、HDLC、ネットワーク性能など
		ADSL、FTTH、CATV 回線、イントラネットなど
	11	セキュリティ
		暗号技術、認証技術、利用者確認など
		ウイルスの種類と特徴、ウイルス対策など
		不正アクセス、不正侵入、不正行為の種類と対策など
	4	開発技術
	12	システム開発技術
		業務分析と要件定義 (DFD、E-R 図、UML など)
		モジュール分割と独立性、オブジェクト指向など
		構造化プログラミング、コーディングなど
		テスト手法、レビュー手法、デバッグツールなど
	13	ソフトウェア開発管理技術
		ソフトウェア開発手法 (スパイラルモデルなど)
		SLCP、リバースエンジニアリングなど
マ ネ ジ	5	プロジェクトマネジメント
	14	プロジェクトマネジメント
		コスト見積り (ファンクションポイント法など)

		日程計画 (アローダイアグラムなど) 進捗管理、品質管理、コスト管理など
	6	サービスマネジメント
	15	サービスマネジメント ITIL (サービスサポート、サービスデリバリなど) コンピュータの運用・管理、システム移行など
ストラテジ系	7	システム戦略
	17	システム戦略 業務プロセス (業務改善、BPR、SFA など)
	8	経営戦略
	19	経営戦略マネジメント 経営戦略手法 (コアコンピタンス、PPM など) マーケティング理論、マーケティング手法など 経営管理システム (CRM、SCM、ERP など)
	21	ビジネスインダストリ ビジネスシステム (POS システム、EOS など) エンジニアリングシステム (CAD、CAM、MRP など) e-ビジネス (EC、EDI、RFID など)
	9	企業と法務
	22	企業活動 経営組織 (事業部制組織、CIO など) ヒューマンリソース (OJT、CDP、MBO など) 経営管理と問題発見技法 (PDCA、KJ 法など) OR・IE (線形計画法、品質管理、在庫問題など) 会計・財務 (財務会計、管理会計、リースなど)
	23	法務 知的財産権 (著作権、産業財産権など) ガイドライン (ソフトウェア管理ガイドラインなど) 標準化団体 (JIS、ISO、IEEE など) 各種コード (文字コード、QR コード、ISBN コードなど) 補助単位 (T、G、M、k、ミリ、マイクロ、ナノ、ピコ)

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。